

○奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則

平成21年10月19日規則第70号

改正

平成23年 3 月31日規則第34号

平成31年 3 月31日規則第28号

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号）第20条第 6 項の規定により、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、地域づくり推進課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年11月12日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項ただし書及び第 5 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第34号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月31日規則第28号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。